

令和3年9月30日

スポーツ団体 各位

NPO法人京田辺市社会体育協会
会長 井上晃志
【印省略】

緊急事態宣言の解除を受けて（9月30日時点）

平素は、本協会の発展のためにご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、京都府への緊急事態宣言が9月30日（木）で解除されますが、新型コロナウイルス感染リスクを低減するための取組として、下記の通り活動の制限がございますので、貴団体で周知いただき、遵守していただきますようお願い申し上げます。

スポーツ団体の皆様には何かとご不便をお掛けしますが、何卒ご理解ご協力をお願いいたします。

記

1. 期間について

- ・令和3年10月1日（金）から10月8日（金）まで（予定）

2. 市内小中学校の使用（学校開放事業）について

- ・京田辺市から要請があり上記期間中は19時以降の使用が中止となります。
※期間中19時以降の使用申請をしている団体は、市役所市民部文化・スポーツ振興課へのキャンセル連絡は不要です。

3. 有料公園施設等の使用について

- ・京田辺市から要請があり上記期間中は19時以降の使用が中止となります。
- ・田辺中央体育館窓口での申請受付は通常通り9～19時（減免申請は9～17時）です。
- ・期間中19時以降の使用申請をされている団体は、申請書の控えとご本人確認ができる運転免許証等を持参のうえ、還付手続きをお願いします。

4. 10月末までの本協主催事業（市民総体や各団体大会、定期練習など）について

- ・市民総体は中止とします。
- ・各団体の大会を実施する場合は、感染防止のガイドライン等を事務局まで提出してください。また、主管団体は別紙にある健康管理チェックシートを参加者より提出していただき、参加者の健康状態が把握できる場合のみ実施可能です。（大会終了後に速やかに参加者より提出いただいた健康管理チェックシートを事務局へ提出してください。）
- ・定期練習は感染予防対策を講じた上で実施可能です。（毎回参加者を把握しておいてください。）

5. 備考

- ・10月9日（土）以降の活動制限等については、改めて連絡させていただきます。

問い合わせ先

NPO法人京田辺市社会体育協会

TEL：29-9008 メール：jimukyoku@kyotanabe-taikyo.jp